

平成30年度 償却資産（固定資産税）

申告の手引き

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）。

つきましては、この「申告の手引き」を参照し、申告書等を作成のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

1 申告期間 平成30年1月4日（木）～1月31日（水）

※ 例年、提出期限近くになりますと、窓口が大変混雑いたします。

平成30年1月22日（月）頃までにご提出いただきますよう、
ご協力をお願いいたします。

2 お知らせ ・マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要になります。

・eL T A X（エルタックス）でも申告ができます。

（表紙裏面の「eL T A Xご利用の案内」をご覧ください。）

・時津町のホームページから「申告の手引き」、「償却資産申告書」等をダウンロードできます。

→ <http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>（時津町ホームページアドレス）

→くらしの情報／分野から探す／「税金」⇒「固定資産税・都市計画税」

⇒「償却資産について」

3 申告書の提出及び問い合わせ先

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 税務課 固定資産税係（償却資産担当）

電話番号095-882-2211（内線）339

※ 郵送で申告される方で、申告書の控えが必要なときは、返信用封筒及び切手を必ず同封してください。



eLTAX ご利用の案内

時津町では、地方税の電子申告「eLTAX(エルタックス)」がご利用いただけます。

eLTAXのご利用により、これまで郵送や窓口で提出していた申告書等を、職場のパソコンで作成し、提出することができます。

● eLTAX(エルタックス)とは？

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

● eLTAXのメリットは？

- ・ インターネットを利用するため、自宅や職場などから手続きを行うことができます。
- ・ 複数の地方公共団体への申告が、1つの窓口(ポータルセンタ)へのデータ送信で済みます。ポータルセンタが受付処理を行い、申告データ等から提出先を判断してそれぞれの地方公共団体へ送信します。
- ・ eLTAX用の無償ソフト「PCdesk」や市販の税務・会計ソフト(eLTAX対応ソフトに限る)で申告書が簡単に作成できます。

● 時津町で利用できる税目は？

- ・ 固定資産税(償却資産申告書)
- ・ 個人町県民税(給与支払報告書・総括表・特別徴収に係る届出書)
- ・ 法人町民税(法人町民税の申告書・法人町民税に係る異動届出書)

● eLTAXご利用の手順

1. 電子証明書を取得してください。
2. eLTAXホームページにアクセスし、必要事項を届け出て、利用者IDを取得してください。
3. 利用者ID取得後、eLTAXホームページにアクセスし、電子申告データの作成に必要なPCdesk(利用者用ソフト)をダウンロードしてください。

※ 詳しくは、eLTAXのホームページ <http://www.eltax.jp/>にてご確認ください。

【電話でのお問い合わせ先】

(社)地方税電子化協議会 ヘルプデスク

TEL:0570-081459(全国一律市内通話)

IP電話やPHSなどをご利用の場合:03-5500-7010(通常通話料)

平成30年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

《 目 次 》

I. 償却資産の申告について	ページ
1. 申告していただく方	1
2. 償却資産の申告対象	1～2
3. 償却資産の取得価額について	2
4. 国税との違い	3
5. 非課税及び課税標準の特例等	3
6. 実地調査のお願い	3
II. 償却資産の区分	
1. 償却資産の種類	3～4
2. 家屋と償却資産の区分	4
III. 償却資産申告の方法について	
1. 申告の方法（電算処理によらない方）	5
2. 企業電算処理により全資産申告をする方	5～6
3. 償却資産の評価と課税	6～7
4. 申告書等の書き方及び記入例	
（1）償却資産申告書（償却資産課税台帳）	7～8
（2）種類別明細書（増加資産・全資産用）	9～10
（3）種類別明細書（減少資産用）	11～12
5. 番号法施行に伴う個人番号の本人確認について	13

I. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートなどの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産について、申告していただくことになります。

償却資産を所有されている方は、**前年中の資産の増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。**

なお、前年中に休業又は廃業し、時津町内に償却資産がなくなった場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し、提出してください。

2. 償却資産の申告対象

(1) 申告の対象となるもの

- ア 賦課期日時点で事業用資産として、税務会計上、減価償却の対象となるもの
- イ 一時的な遊休状態や未稼働の状態にある資産でも、賦課期日時点で事業のために使用できるもの
- ウ 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても賦課期日時点で事業のために使用しているもの
- エ 大型特殊自動車や建設機械等の移動性の償却資産
- オ 償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、資本的支出に該当する費用
→ 支出した費用を、本体と区分して申告してください。
- カ 賃借人等(テナント)施工の内装、造作、建築設備等→P4「家屋と償却資産の区分」参照
- キ 企業の福利厚生施設(医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等)
- ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
- ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- コ リース資産 ※契約の内容により、申告者が異なります。

→リースに関する申告者について

リース会計基準の変更に伴い、平成 20 年4月1日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンスリース取引」について、税務会計上は売買取引として扱われ、借り手側が減価償却を行うものとなる場合がありますが、固定資産税では、従来同様リース資産の貸し手側が法的な所有者とみなされます。

なお、貸し手側の取得価額が20万円未満である場合は、申告対象外となります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収、など。	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
<実際の売買にあたるようなリース資産> 所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合。	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

(2) 申告対象とならないもの

- ア 無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等)
- イ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ウ 棚卸資産(商品、貯蔵品等)
- エ 非減価固定資産(書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの)
- オ 繰延資産(開業費、試験研究費等)
- カ 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- キ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ク 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括して均等償却を行うもの(一括償却資産)

※個人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱	固定資産税の取扱
ア	平成元年3月31日までに取得	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに取得	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成11年1月1日以降に取得	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却 減価償却	申告対象外 申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※法人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱	固定資産税の取扱
ア	平成元年3月31日までに取得	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに取得	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成11年1月1日以降に取得	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

3. 償却資産の取得価額について

償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引き取り運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含まれます。

なお、消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税込経理方式)は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

4. 国税との違い

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
減価(償却)計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日現在)
減価(償却)の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法 ※ 減価率は、固定資産評価基準別表第15の定められたものを用います。
特別償却・割増償却	認められます	認められません
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度(償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価

5. 非課税及び課税標準の特例等

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については、非課税となります。

また、同法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に定める資産については、課税標準の特例措置が適用されます。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

(例:再生可能エネルギー発電設備 等)

6. 実地調査のお願い

申告書の内容を確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定により、決算書や帳簿類を閲覧させていただく等実地調査を行う場合があります。調査の際には、ご協力をお願いします。

II. 償却資産の区分

1. 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示すると、次の通りです。

資産の種類	資産の具体例(主なものを例示)
1 構築物	【構築物】舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ等、その他土地に定着した土木設備等 【建物附属設備】受・変電設備、予備電源装置、建物附属設備、内装・造作等 ※家屋として評価するものと、償却資産として評価するものとの区分されます。(次ページ「家屋と償却資産の区分」を参照ください。)
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、駐車場の機械装置等

3	船 舶	一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両)、構内運搬車、貨車、客車等 ※自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は対象となりません。
6	工具、器具 及 び 備 品	測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理・美容機器、自動販売機、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、パソコン、電話機、生物(観賞用、興業用に供する生物に限る)机・椅子、ロッカー、事務用機器等

※ 種類別明細書の「資産の種類」欄には、各資産に対応する1から6までの数字を記載してください。

2. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税では、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。家屋と設備の所有者が同じ場合は、独立した機器としての性格が強いものや特定の生産又は業務の用に供されるもの等が、賃借人(テナント)等が家屋を利用している場合には、取り付けた内装・造作及び建築設備等が、償却資産となります。

<家屋と償却資産の区分表>

設備の区分	償却資産となる可能性のあるもの	家屋に含めるもの
内装・造作	賃借人等が施工したもの(「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。)	所有者が施工したもの
電気設備	・ネオンサイン ・家屋と分離している屋外照明設備 ・電話機、電話交換機 ・インターホン機器 ・発電設備	・蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・電灯コンセント配線設備 ・電話配線設備 ・インターホン配線設備
給排水設備	・屋外水道管、屋外配水管	・給水設備、排水設備
ガス設備	・屋外の配管	・屋内の配管
衛生設備	・事業用流し類	・洗面器、便器等設備一式
空調設備	・ルームエアコン	・家屋と一体となって設置された空調設備、冷暖房設備
給湯設備	・瞬間湯沸かし器、ボイラー	・配管、ユニットバス等用給湯器
防災設備	・屋外消火栓設備、避難器具	・消火栓設備、スプリンクラー設備
運搬設備	・工場用ベルトコンベアー	・エレベーター、エスカレーター
厨房設備	・調理機器、冷凍冷蔵庫	
外構工事	・門、舗装路面	
その他	・広告塔、看板 ・洗濯機、プレス機	

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

Ⅲ. 償却資産申告の方法について

1. 申告の方法(電算処理によらない方)

(1) 今までに申告された方

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書		備考
		増加資産・全 資産用	減少資産用	
資産増減のない方	○	×	×	申告書の『18 備考』に「増減なし」と記入してください。
増加資産のある方	○	○	×	明細書に増加した資産を記入してください。
減少資産のある方	○	×	○	明細書に減少した資産を記入してください。
増加・減少資産の 両方ある方	○	○	○	各明細書に、増加・減少した資産を記入してください。

(2) はじめて申告をされる方

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書 増加資産・全資産用	備考
申告する資産が ある方	○	○	明細書に時津町内にある全資産を記入してください。
申告する資産が ない方	○	×	申告書の『18 備考』に「該当資産なし」と記入してください。

(3) その他

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書		備考
		増加資産・全 資産用	減少資産用	
廃業・転出された方	○	×	×	申告書の『18 備考』に「平成○年○月○日廃業」等と記入してください。

※ eLTAX(エルタックス)でも申告ができます。

2. 企業電算処理により全資産申告をする方

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)
企業電算処理により申告される方	○	○

(1) 償却資産申告書(第 26 号様式)

- ・ 全国統一様式により、記載事項の全てを記載してください。

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)

- ・必ず全資産を申告してください。
- ・課税標準の特例が適用される場合、その特例率及び課税標準額を記載してください。
- ・評価額の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額です。
- ・改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部分と区別して申告してください。

(3) eLTAX(エルタックス)でも申告ができます。

3. 償却資産の評価と課税

(1) 課税標準額

時津町内における、賦課期日現在の評価額が課税標準額となります。ただし、特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

評価額の算出については、個々の資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として、資産を1件ごとに次の方法で計算し、算出します。

- ・ 前年中(平成 29 年1月2日～平成 30 年1月1日)に取得のもの

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

- ・ 前年前(平成 29 年1月1日以前)に取得のもの

$$\text{前年度(平成 29 年度)の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率}) = \text{評価額}$$

※ 以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

※ 減価率:耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて率が定められています。

【減価残存率表】

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

※ これは耐用年数表(財務省令)の耐用年数に応ずる減価率表に基づき作成した、固定資産税に係る減価残存率表です。

(例) 取得価額50万円、取得年月平成 29 年9月、耐用年数3年(減価率 0.536)の資産の場合

$$\text{平成 30 年度} \quad 500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 366,000 \text{ 円}$$

$$\text{平成 31 年度} \quad 366,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 169,824 \text{ 円}$$

$$\text{平成 32 年度} \quad 169,824 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 78,798 \text{ 円}$$

$$\text{平成 33 年度} \quad 78,798 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 36,562 \text{ 円}$$

$$\text{平成 34 年度} \quad 36,562 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = 16,964 \text{ 円} < 25,000 \text{ 円}$$

※ 平成 34 年度で算出額が取得価額の5%(25,000 円)より小さくなりますので、それ以降事業のために使用される間は 25,000 円で評価されます。

(2) 税額の計算方法

税額は課税標準額×1.4%(税率)で求めます。

(3) 免税点

時津町内における課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

(4) 価額の決定

償却資産の価額等は、3月31日までに決定して償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた後3か月までの間、審査の申し出をすることができます。

4. 申告書等の書き方及び記入例

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳) → 記入例-1

①の欄「3 個人番号又は法人番号」については、個人の方は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

②の欄「8 短縮耐用年数の承認」、「9 増加償却の届出」、「10 非課税該当資産」、「11 課税標準の特例」、「12 特別償却又は圧縮記帳」については、該当資産の有無のいずれかを○で囲んでください。ただし、固定資産税では特別償却又は圧縮記帳は認められません。

③の欄「15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地」については、所在地を記載してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合にはそれぞれの所在地名を記載し、主たる所在地の番号を○で囲んでください。

④の欄「16 借用資産(有・無)」については、借用資産(いわゆるリース資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。なお(有)の場合には貸主の名称等(リース業者の住所・氏名等)を記載してください。

⑤の欄「17 事業所用家屋の所有区分」については、該当する方を○で囲んでください。

⑥の「18 備考(添付書類等)」については、次のような事項を記載してください。

ア 納税管理人を定めている場合はその者の住所・氏名

イ 非課税・課税免除に該当する資産がある場合は、その旨の表示、ならびにそれぞれの取得価額の合計額

ウ はじめて申告される方で、該当する資産がない場合は「該当資産なし」と記載してください。

エ 増減資産がない場合は「増減資産なし」と記載してください。

オ その他参考となる事項

⑦の「評価額(ホ)、決定価額(ヘ)、課税標準額(ト)」については記載を要しません。

ただし、企業独自の電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。

記入例-1

平成30年1月10日 平成30年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

時津町長 殿

※所有者コード

記載不要

1 住所 (ふりがな)
〒851-2105 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1
なかさきけんにしそのまぐんときつちよつちよつちこう

2 氏名 (ふりがな)
時津株式会社 代表取締役 時津一郎
とぎつかぶしがいいや たいひわとりしまりやくとぎついちろう

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額)
土木工事費 (100) 百万円

5 事業開始年月
平成5年3月

6 この申告に該当する者の姓及び氏名
経理係 時津二郎 (電話 882-2211)

7 税理士等の氏名
甲野 乙郎 (電話 882-0000)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 有・無

14 青色申告 有・無

資産の種類	取得価額			課税標準額 (ト)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物	17,500,000	1,200,000	1,800,000	18,100,000
2 機械及び装置	151,320,000	7,800,000	12,851,200	156,371,200
3 船舶			0	0
4 航空機			0	0
5 車両及び運搬具	8,760,000		8,760,000	8,760,000
6 工具、器具及び備品	9,160,000	1,270,000	4,049,000	11,939,000
7 合計	186,740,000	10,270,000	18,700,200	195,170,200

15 市区町村内における事業所等資産の所在地
① 時津町浦郷274番地1
② 時津町元村郷472番地2
③

16 備用資産 (有・無)
管主の名称等
時津町元村郷429番地2
時津リース(株)

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用) → 記入例-2

①の「資産の種類」については、「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

②の「数量」については、資産の数量を記載してください。一式の場合は1と記載してください。

③の「取得年月(年号、年、月)」については、資産を実際に取得した年月を記載してください。なお、年号については、それぞれの年号に対応する数字(4:平成、3:昭和)を記載してください。

④の「取得価額」については、当該資産の取得価額を記載してください。なお、「取得価額」とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産本体の価額のほか、引き取り運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価額に含まれて税務会計を行っている場合(税込経理方式)は、消費税を含めた取得価額で申告してください。

ア また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

イ 改良費は新たな資産の取得とみなしますので、改良を加えた資産とは別に、その改良費を記載してください。

⑤の「耐用年数」については、資産に対応する耐用年数を記載してください。

⑥の「増加事由」については、資産が増加したことについて、「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」のうち、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

⑦については、今回申告の種類別明細書(増加資産・全資産用)の枚数及び頁数を記載してください。

⑧の「摘要」については、当該資産について次のような事項を記載してください。

ア 建物及び建物附属設備からの申告分は、その旨の表示

イ 非課税・課税免除に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産は、その旨の表示

ウ 平成 28 年1月1日以前に取得した資産で申告もれ等があった資産は、その旨の表示

エ 町外から移動してきた資産は、「〇〇年〇月、××市より」と表示

※ 申告もれで、耐用年数改正に該当する資産の場合は、以下のように記入してください。

・ 耐用年数欄:改正後の耐用年数を記入

・ 摘要欄:「申告もれ」、「旧耐用年数〇年」と記入

記入例-2

平成30年度

種類別明細書(増加資産(全資産用))

① 行番号	② 資産の種類	③ 資産の名称等	④ 取得年月 年号 月	⑤ 取得価額	⑥ 耐用年数	⑦ 減価残存率	⑧ 価額	⑨ 所有者名		⑩ 備考
								課税標準の特例 率	コード	
01	2	パワーシヨベル	14 21 2	5,900,000	5			時津(株)	株の5枚	
02	2	破砕機	14 21 12	1,500,000	7		記入不要			
03	2	コンプレッサー	14 21 4	400,000	10					
04	2	自動車製造設備	14 16 6	1,171,200	9				24年8月××市より 旧耐用年数10年	
05	6	パソコン	14 21 5	130,000	4					
06	6	複写機	14 21 7	270,000	5				中古	旧耐用年数も記入
07	6	検査工具	14 21 3	950,000	5				中古	
08	6	応接セット	14 21 10	649,000	5					
09	2	自動車製造設備	14 21 10	1,900,000	9				申告もれ 旧耐用年数10年	
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
小計			9	12,670,200			0			

町外からの受け入れで、耐用年数改正に該当する増加資産

申告もれで今年度申告し、耐用年数改正に該当する増加資産

改正後の耐用年数を記入

申告もれと、旧耐用年数を記入

取得年月

年号は「平成」に取得したものは「14」、「昭和」に取得したものは「3」になります。年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他の他のいずれかか○印を付けてください。

(3) 種類別明細書(減少資産用) → 記入例-3

①の「資産の種類」については、「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

②の「抹消コード」については、前年中に減少した資産の資産コードを必ず記載してください。資産コードは、今回参考資料として送付した償却資産細目一覧表の資産番号欄に記載されている番号です。

③の「数量」については、前年中に減少した資産の数量を記載してください。一式の場合は1と記載してください。

④の「取得年月(年号、年、月)」については、前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。なお、年号については、それぞれの年号に対応する数字(4 平成、3 昭和)を記載してください。

⑤の「取得価額」については、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

⑥の「耐用年数」については、当該資産の耐用年数を記載してください。

⑦の「減少の事由及び区分」については、当該償却資産が減少した事由と、その区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

⑧の「摘要」については、当該資産について次のような事項を記載してください。

ア 当該資産が減少した事由のうち、「3 移動」についてはその受入先を、「4 その他」については減少の事由等を簡略に記載してください。

イ 減少の区分が「2 一部」に該当する場合は次の例のように記載してください。

(例) 当初取得価額64万円(数量2)のうち32万円(数量1)分減少

ウ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

⑨については、今回申告の種類別明細書(減少資産用)の枚数及び頁数を記載してください。

記入例-3

平成30年度

種別別明細書(減少資産用)

① 行 番 号	② 資 産 の 種 類	抹消コード	資産の名称等	③ 数 量		④ 取 得 年 月		⑤ 取 得 価 額	⑥ 前 用 年 数	申告年度	⑦ 減少の事由及び区分				⑧ 所 有 者 名 時 淨 (株)	⑨ 枚 の うち 枚 目
				年 号	月	1 売 却	2 滅 失				3 移 動	4 そ の 他	1 全 部	2 一 部		
01	1	6	アスファルト舗装	1	4	5	3	1,200,000	10		1・2	3・4	1・2			1
02	6	10	複写機	1	4	16	11	300,000	5		1・2	3・4	1・2			
03	6	15	検査工具	1	3	62	3	950,000	5		1・2	3・4	1・2	H24年10月 ××市へ		
04	6	31	複写機	1	4	7	1	320,000	5		1・2	3・4	1・2	当初取得額64万円(数量2)のうち 32万円(数量1)分減少		
05	2	18	自動車製造設備	1	4	14	10	7,500,000	9		1・2	3・4	1・2	当初取得額1,500万円(数量2)のうち750万円 (数量1)分減少		
06											1・2	3・4	1・2			
07											1・2	3・4	1・2			
08											1・2	3・4	1・2			
09											1・2	3・4	1・2			
10											1・2	3・4	1・2			
11											1・2	3・4	1・2			
12											1・2	3・4	1・2			
13											1・2	3・4	1・2			
14											1・2	3・4	1・2			
15											1・2	3・4	1・2			
16											1・2	3・4	1・2			
17											1・2	3・4	1・2			
18											1・2	3・4	1・2			
								小計	5							10,270,000

一部減少した場合は内容を記入

5. 番号法施行に伴う個人番号の本人確認について

(1)平成28年1月から、償却資産申告書の様式にマイナンバーを記載するようになっていました。

個人の方は12桁の個人番号を、法人につきましては13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰めで記載してください。共有名義で償却資産を所有されている場合は、記載不要です。

(2)本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、以下のものを忘れずにご持参または添付ください。

なお、電子申告の場合については、本人確認資料等は不要となります。

①事業主(償却資産所有者)本人が申告書を提出する場合

届出方法	番号確認資料(どれかひとつ)	身元確認資料(どれかひとつ)
窓口来庁 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・パスポート 等
※窓口来庁の際には原本提示を、郵送の際には写し(コピー)を添付してください。		
電子申告 (eLTAX)	電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料は不要です。	

②代理人が申告書を提出する場合

届出方法	所有者本人の番号確認資料(どれかひとつ)	代理人の身元確認資料(どれかひとつ)	代理権確認資料(どれかひとつ)
窓口来庁 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・本人のマイナンバーカード(個人番号カード) ・本人の通知カード ・個人番号が記載された住民票(本人のもの) ※窓口来庁、郵送とも写し(コピー)を添付ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等 ※窓口来庁の際には原本提示を、郵送の際には写し(コピー)を添付ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・税務代理権限証書 ・委任状 等 ※写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。
電子申告 (eLTAX)	電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料は不要です。		

※本人確認資料の例は、**償却資産申告の際**に適用される書類となっており、税分野以外でマイナンバーを提出する場合の本人確認書類とは異なる場合がありますので、ご注意ください。詳しくは時津町役場税務課へお問い合わせください。

※本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理しますので、予めご了承ください。(マイナンバーに、記載漏れや確認資料の不備であっても、申告書は有効なものとして受理いたします。)